

〇〇自治会自主防災会 規約（案）

（名 称）

第1条 この組織は、〇〇自治会自主防災会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な地域防災活動と地域福祉活動を積極的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献し、自発的な防災活動を行う事により、火災等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 住民の防火、防災、防犯、福祉意識の向上に関すること
- (3) 高齢者、障害者等の要援護者の把握及び救護体制の整備に関すること
- (4) 火災等の発生時における情報の収集伝達、応急救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) 防災資機材の整備に関すること
- (7) その他防災に関すること

（会 員）

第4条 会員は、自治会内にある世帯主をもって構成する。

（役 員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|---|
| (ア) 会 長 | 名 |
| (イ) 副会長 | 名 |
| (ウ) 会 計 | 名 |
| (エ) 監 事 | 名 |
| (オ) 班 長 | 名 |

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、自治会役員の任期と同時期とする。ただし再任することができる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震、火災等の災害発生時における応急活動の指揮にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の経理を行う。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 班長は、本会の事業計画に参画し、各班の分担事項を掌握する。

(会議)

第7条 本会に総会及び役員会を置く。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

(1)規約の改正に関する事

(2)防災計画の作成及び改正に関する事

(3)事業計画に関する事

(4)予算及び決算に関する事

(5)その他、特に必要と認めた事

3 役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

(1)総会に提出する案件に関する事

(2)その他、特に必要と認めた事

(防災計画)

第8条 本会は、第3条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、自治会費及びその他の経費をもつてこれに充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第11条 会計監査は、1回監事が行う。ただし必要があるときは、臨時に行う事ができる。

(その他)

第12条 この規約に定めない事項は、役員会で協議して定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

〇〇自治会自主防災会 防災計画（案）

1 目的

この計画は、自主防災会規約第8条に基づき、地震等の災害(以下「災害」という。)による人的、物的被害の発生及び拡大を防止するため、その活動に必要な事項を定める。

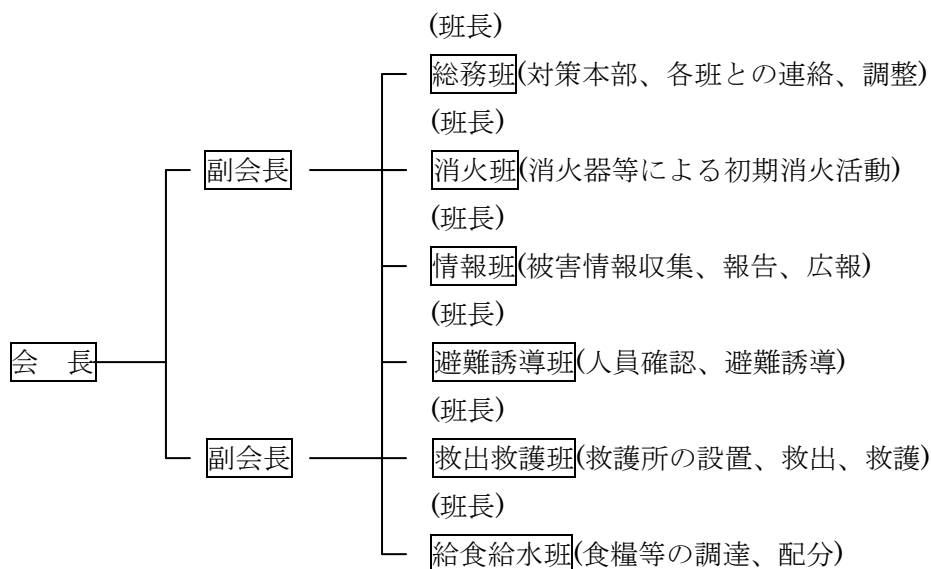
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集、伝達に関する事
- (5) 出火防止、初期消火に関する事
- (6) 救出救護に関する事
- (7) 避難誘導に関する事
- (8) 高齢者等の救護体制に関する事
- (9) 給食、給水に関する事

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

防災知識の高揚を図るため、次の事項について普及を行う。なお普及方法については、広報、パンフレット、ポスター等を配布したり、講演会や映画会等を行い、実施時期については、火災予防週間、防災週間、防災の日等に行うとともに、随時実施する。

- (1)防災知識及び防災計画に関すること
- (2)地震、火災、水防についての知識に関すること
- (3)各家庭における防災等についての知識に関すること
- (4)その他防災に関すること

5 防災訓練

災害の発生に備えて、情報収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、消防署等防災機関の指導を受けて、次の訓練を実施する。

(1)訓練の種別

- ア 通報、情報収集訓練
- イ 消火、水防訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 応急手当訓練

(2)訓練実施計画

訓練の実施にあたっては、その目的及び内容等を明らかにした訓練実施計画書を作成し、年1回以上実施する。

(3)防災関係機関が行う訓練への参加

消防署等防災関係機関が実施する防災訓練には、積極的に参加するとともに随時指導を受けるものとする。

6 情報の収集伝達

情報班は、被害状況を正確かつ迅速に把握し、自治会内の災害情報、防災関係機関、情報機関等の提供する情報収集とともに、必要な情報を地域住民、防災関係機関に伝達する。

7 出火防止、初期消火

消火班は、災害発生時における出火防止を図るため、次の事項の点検整備を各家庭で実施するよう指導する。

- (1)火気使用設備・器具の点検
- (2)危険物品等の保管状況の点検
- (3)その他出火防止の点検

2 自治会内に火災が発生した場合は、消火器等を使用して初期消火にあたる。

また、風水害等による水防活動の支援にあたる。

8 救援活動

救出救護班は、災害により救出・救護を要する者がいる場合は、救出、救護活動の支援を行う。

2 避難誘導班及び救出救護班は、防災関係機関の救出の必要があると認めた時は、防災関係機関への出動要請を行う。

9 避難対策

避難誘導班は、避難命令が出された時、速やかに住民を避難場所に誘導し、避難確認カードを作成する。また、避難路、避難場所について、消防署員、警察官等の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

10 高齢者等の救護体制

情報班は、災害発生時において、迅速な対応ができるよう、民生委員等と連携し、あらかじめ高齢者や障害者等の要援護者の扶助活動を行い、災害発生時には、避難誘導班と協力して避難誘導を行う。

11 給食・給水

給食給水班は、食料、飲料水の供給活動支援を行う。

12 関係機関との協議

防災会は、その活動が円滑に推進されるよう、消防署等の防災機関と連絡を密にし、随時指導を受けるものとする。

